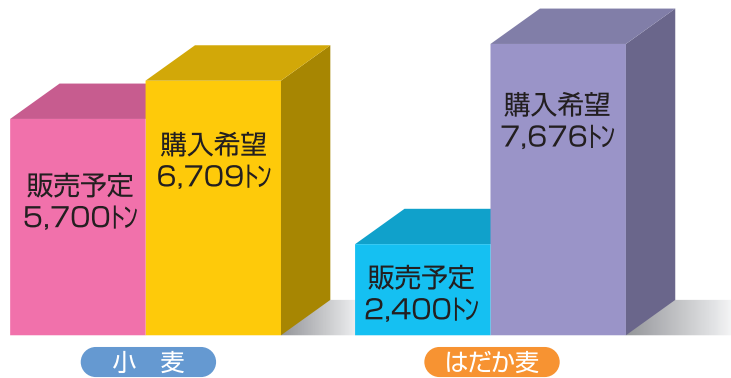


さめき水田宮農だより

県産麦が求められています!

香川県産の小麦「さめきの夢2000」、はだか麦「イチバンボシ」ともに実需者から増産が強く望まれています。



平成21年産麦の需給状況

「イチバンボシ」は大幅な供給不足が見込まれます。

11月の播種に向け、需要と供給のバランスを取れるよう、特に「イチバンボシ」の作付けを拡大しましょう!

今こそ、作付の拡大を!!

- ①まず、過去の生産実績(期間平均生産面積)相当分を作付けるとともに、作付拡大を考えましょう!
- ②過去の生産実績を超える作付けについては、担い手経営革新促進事業を活用して作付拡大を図りましょう!
- ③県・JA香川県の「需要に応じた麦生産支援事業」では、平成20年産よりも作付けを拡大した部分を対象に、5,000円以内/10aの助成金が支払われます。
- ④成績払(水田経営所得安定対策)が、品質と収量に基づいて支払われます。
- ⑤産地づくり交付金が、各地域水田農業推進協議会から支払われます。

各事業等は、助成金等の支払い対象となるための細かな要件が、それぞれ別途に定められています。作付面積や生産物のすべてが対象になるわけではありませんので、注意してください。

目標作付面積

()内は増反目標面積

(単位:ha)

地区	小麦 「さめきの夢2000」	はだか麦 「イチバンボシ」	2麦計
大川地区	212 (8)	37 (8)	248 (14)
中央地区	663 (23)	74 (15)	737 (38)
綾坂地区	232 (8)	120 (24)	352 (32)
仲多度地区	327 (12)	537 (108)	863 (118)
三豊地区	167 (6)	33 (7)	200 (13)
県計	1,600 (56)	800 (160)	2,400 (216)

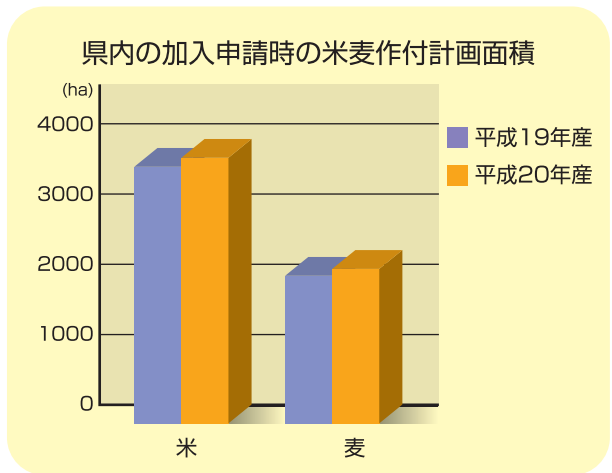
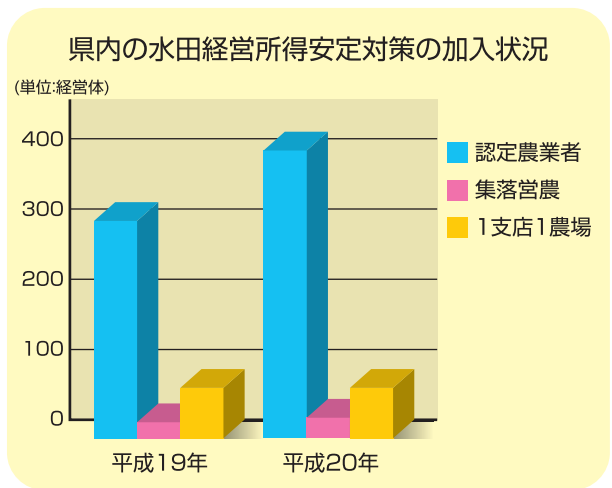
ラウンドの関係で計が一致しない場合があります。

水田経営所得安定対策の見直しと20年産の加入状況について

平成20年産の水田経営所得安定対策(19年度までは品目横断的経営安定対策)の加入申請手続きが、6月30日で終了しました。本対策については、市町村特認制度が創設されるなど、今年度から、大きく見直しが行われました。

この特認制度は、面積要件や所得特例要件などを満たしていなくても、地域水田農業ビジョンに位置づけられた認定農業者や集落営農組織であれば、市町の判断で、本対策に加入できる仕組みです。

このような制度見直しの下、香川農政事務所や担い手育成総合支援協議会、普及センター等関係機関が連携し、制度の周知と加入推進を行った結果、農政事務所における受付段階の集計で、加入した経営体は昨年よりも約3割増え、**米麦の作付計画面積も5%程度増えました**。また、新設された市町村特認制度によって、県下で60を超える経営体が加入申込みを行いました。



集落営農の法人化について

○水田経営所得安定対策では、法人化を目指す集落営農も支援対象となっています。

集落営農組織を法人化するメリット

- ①効率的な機械利用が可能になる。
経営面積に見合った高性能機械の導入や計画的な機械利用により、経費削減が期待できる。
- ②オペレーター作業の効率化が可能になる。
オペレーターを育成することにより、作業の効率化が進み、作業時間の短縮が期待できる。
- ③効率的な土地利用が可能になる。
ほ場条件のよい水田への作付けや団地化など計画的な土地利用により効率化が期待できる。
- ④その他
法人化により、税制上の特例や社会保障制度が活用できる等。

水田経営所得安定対策に係る諸手続きの問合せは…

○次の農政事務所で受け付けています

(受付時間: 土日・祝日を除く毎日 8:30 ~ 17:15)

担当課等	受付場所	住所等	担当エリア
香川農政事務所農政推進課 (駐車場: 9台)	1階	〒760-0018 高松市天神前 3-5 TEL:087-831-8151 FAX:087-833-7291	香川県内 すべての方
香川農政事務所地域第一課 (駐車場: 4台)	1階	〒762-0034 坂出市福江町 2-2-3 TEL:0877-46-5144 FAX:0877-46-5146	坂出市 近郊の方
香川農政事務所地域第二課 (駐車場: 4台)	2階 来客受付窓口	〒768-0012 観音寺市植田町 1217-7 TEL:0875-25-3191 FAX:0875-25-3193	観音寺市 近郊の方

平成20年産米の生産調整の 取組み状況について

平成20年産米については、全市町で作付意向調査を実施し※、その結果に基づいて作付目標面積を配分するなどの取組みを行うとともに、配分された作付目標面積については確実に水稻の作付けを行うよう推進してきたところです。（※小豆地区と直島町においては19年産米の作付状況により作付意向が把握できるため、実施していません。）

6月15日現在の主食用米の作付状況は以下の通りとなっており、県内の全市町において生産調整を達成する見込みですが、作付けを希望した面積に比べると、やや少ない作付けとなっています。

本県の作付段階(6月15日現在)の生産調整の取組状況

(単位:ha)

作付目標面積①	水稻作付見込面積②	新規需要米③ (飼料稲・青刈り稲等)	主食用作付面積 ④=②-③	超過達成面積 ⑤=④-①
15,360	15,031	5	15,026	334

平成21年産米においても、平成20年産米と同様に、作付意向調査を実施(9月下旬~10月)することとしていますので、ご協力をお願いします。

なお、21年産米以降については、生産調整が強化され、本県の作付目標面積も削減されると予想されますので、**配分される作付目標面積が作付希望面積を下回る場合は、これまで通り生産調整にご協力くださるようお願いいたします。**



農作業のうち、機械を使用する作業のすべてを受託している方も 軽油の免税証を申請できることになりました!

次の1から3のすべてに該当する場合に申請できます。

1. 機械を使用する農作業のすべてを受託し、現実に農作業を行っている

(例) 稲作では、耕起、代かき、植付、刈取、脱穀などの作業のうち、機械を使う作業のすべてを受託していること。

(※稲作(麦作)のうち、刈取のみなど一部の作業の受託の場合は該当しません。)

2. 特定農作業受委託契約書を交わしている

3. 受託作業について、農業委員会から耕作(農作業受委託)証明書の交付を受けている

※耕作(農作業受委託)証明書の交付については所管する農業委員会にお問い合わせください。

注意

現在、免税軽油使用者証をお持ちのみなさんへ

- 使用者証の有効期間が残っている場合で、追加して農作業受託に係る免税証を申請される方は、下記Ⅲの書換申請書とともに、免税証の追加交付申請(提出書類は下記Ⅱと同じ)が必要です。
- 使用者証の有効期間が残っていない場合で、農作業受託に係る免税証を申請される方は下記Ⅰ及び下記Ⅱの書類が必要です。

なお、免税証の申請にあたっては、下記のとおり必要書類を作成し、各県税(小豆総合)事務所で所定の手続きをする必要があります。

【提出書類】

I. 使用者証(2年間有効)の申請や更新をする場合

- ・ 県証紙 400円
- ・ 更新前の免税軽油使用者証
- ・ 誓約書
- ・ 全従業員の氏名がわかる法人登記簿(3カ月以内発行)の写し(※法人のみ必要です。)
- ・ 免税軽油使用者証の交付申請書
- ・ 耕作証明書 [農業委員会発行]
- ・ 耕作(農作業受委託)証明書 [農業委員会発行](※該当者のみ必要です。)

II. 免税証(1年間有効)の申請をする場合

- ・ 免税証交付申請書
- ・ 免税軽油使用量の計算明細書(※受託部分は計算明細書を別葉にしてください。)
- ・ 実績書(免税軽油使用実績書)
- ・ 使用しなかった免税証(※ある場合は返還してください。)
- ・ 現在有効の免税軽油使用者証
- ・ 報告書(免税軽油の引取り等に係る報告書)

III. 使用者証の記載内容に変更がある場合

- ・ 書換申請書
- ・ 現在有効の免税軽油使用者証

【添付資料】

- 機械を変更・増加する場合……………販売証明書や借入契約書等の所有を証する書類
- 耕作面積が変わる場合……………耕作証明書 [農業委員会発行]
- 農作業受託期間・面積が変わる場合…………耕作(農作業受委託)証明書 [農業委員会発行]

IV. その他、紛失届出書や返納書、交換申請書が必要になる場合があります。

※初めて免税証の申請をされる方、共同で申請をしている方等で不明な点等がある場合は、下記までお問い合わせください。

● 上記内容に関する問合せ先／

香川県 東讃県税事務所 軽油引取税課 電話：087-831-3151 (代表) 内線：244・245

● 本冊子に関する問合せ先／

香川県農業協同組合中央会 TEL：087-825-2503

香川県 農政水産部 農業経営課 TEL：087-832-3406、農業生産流通課 TEL：087-832-3418